

第 790 回 通関協議会（本関地区）

1. 日 時 令和 7 年 10 月 14 日（火）11 時 00 分～

2. 場 所 横浜税関 本関 7 階 大会議室

3. 議 題

【議題 1】「第 7 次 NACCS 更改に伴う輸出入申告関連の留意事項について」【資料 1】

【議題 2】「上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油の輸入禁止措置に伴う税関の対応について」【資料 2】

【議題 3】「イランに対する輸出入禁止措置等の再開に係る税関の対応について」【資料 3】
(業務部 通関総括第 1 部門 高堀 統括審査官)

【議題 4】「減免戻し税等明細書提出のシステム化について」【資料 4】
(業務部 通関総括第 3 部門 山本 統括審査官)

【議題 5】「キャッチオール規制の見直しについて」【資料 5】
(業務部 飯島 特別審査官)

【議題 6】「ポリ（エチレンテレフタレート）に係る国内分類例規の改正について」【資料 6】
(業務部 阿部 首席関税鑑査官)

【議題 7】「原産地証明書発給機関の追加について（RCEP（オーストラリア）、日豪 EPA）」
【資料 7】
(業務部 江端 原産地調査官)

4. 事務局からの連絡事項等

次回第 791 回通関協議会は、11 月 11 日(火)11:00 の開催を予定しています。
場所は未定です。決定次第、幹事店社を通じてお知らせいたします。

令和 7 年 10 月
横浜税関業務部

関係者 各位

第 7 次 NACCS 更改に伴う輸出入申告関連の留意事項について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

本年 10 月 12 日（日）に第 7 次 NACCS への更改が実施され、更改前の NACCS で登録されていた輸出入申告等関連情報は、事項登録情報も含め、全て第 7 次 NACCS へと移行されており、基本的には後続業務に影響を与えることはありません。

しかしながら、輸入申告においては、「運送先」や「通販貨物の該否」といった申告項目追加の影響により、仕掛中に更改を迎える場合にエラーとなり、これらの追加入力を要することがあります。

関係者の皆様におかれましては、今後、輸入申告等の業務処理を行うに際し、次の点にご留意いただきますようよろしくお願いします。

主な留意事項：

- 更改前に事項登録や予備申告を行い、更改後に本申告を行う場合
→ 本申告の前に「運送先」等の申告項目の追加入力が必要となります。
- 更改前に本申告を行い、更改後に税関が審査終了する場合
→ 「運送先」等の申告項目に入力がなくても、影響はありません。
- 更改前に本申告を行い、更改後、税関の審査終了前に申告変更を行う場合
→ システムの仕様上、「運送先」等の申告項目に入力が無いことによりエラーとなります。
便宜、「運送場所識別」に「N」、「通販貨物等識別」に「3」を入力してください。
- 更改前に BP 承認された申告について、更改後に IBP を行う場合
→ システムの仕様上、「運送先」等の申告項目に入力が無いことによりエラーとなります。
便宜、「運送場所識別」に「N」、「通販貨物等識別」に「3」を入力してください。
- 更改後の輸入申告で「運送場所識別」に「M」を入力し、区分 1 で許可となった場合
（※令和 7 年 10 月追記事項）
→ 輸入許可等通知書に「1 Y」が表示されます。この場合、原産地証明書等の他の理由が被らない限り、所定の様式による「運送先一覧」（注：Excel 形式）のみ提出が必要となります。
その他の書類については提出をお控えください。

参考：第 7 次 NACCS 移行説明会資料・動画掲載ページ

<https://bbs.naccscenter.com/naccs/dfw/web/dai7ji/ikou-siryou.html>

【問い合わせ先】
（業務部通関総括第 1 部門）
電話：045-212-6150

令和 7 年 9 月
横浜税関業務部

関係者 各位

上限価格を超える価格で取引されるロシアを原産地とする
原油の輸入禁止措置に伴う税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

ウクライナをめぐる現下の国際情勢に鑑み、この問題の解決を目指す国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するため、主要国が講ずることとした措置の内容に沿い、外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）により、ロシアを原産地とする原油の輸入禁止措置を実施することが決定され、令和 4 年 12 月 5 日の閣議了解「上限価格を超える価格で取引されるロシア連邦を原産地とする原油及び石油製品の輸入及び海上輸送等に関連するサービスの提供の禁止措置について」によりロシアからの原油の輸入禁止措置が導入されました。

当該閣議了解に基づき、令和 4 年 12 月 5 日から上限価格である 1 バレル当たり 60 アメリカ合衆国ドルを超える価格で取引されるロシアを原産地とする原油（サハリン 2 プロジェクトにおいて生産された原油を除く。）が輸入禁止措置の対象となっていますが、今般、上限価格を 1 バレル当たり 47.6 アメリカ合衆国ドルに引き下げる措置を実施するため、上限価格を定める外務省告示及び輸入公表の一部を改正する経済産業省告示が令和 7 年 9 月 12 日に施行されました。

税関においては、経済産業省貿易経済安全保障局長からの通知を踏まえ、本輸入禁止措置の実効性を確保するため、関税局長通達（令和 7 年 9 月 12 日財関第 903 号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

併せて、本輸入禁止措置に関する告示につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、その他資料につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和 7 年 9 月 12 日財関第 903 号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R07z903.pdf>

○経済産業省ホームページ

対ロシア等制裁関連

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/crimea.html

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第 1 部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認について

（業務部通関総括第 3 部門）

電話：045-212-6153

令和 7 年 9 月
横浜税関業務部

関係者 各位

イランに対する輸出入禁止措置等の再開に係る税関の対応について

日頃から税関行政に格別のご理解、ご協力を賜り、深く感謝を申し上げます。

令和 7 年 8 月 28 日、英国、フランス及びドイツは、国際連合安全保障理事会（以下「安保理」という。）に対し、イランによる核合意の重大な不履行を通知しました。これを受け、安保理は、イランに対する制裁を再開することを決定し、我が国においても、9 月 28 日、「イランの拡散上機微な核活動等に関与する者に対する資産凍結等、核技術等に関連するイランによる投資の禁止及びイランへの大型通常兵器等の供給等に関連する資金の移転の防止の措置について」が閣議了解され、イランに対する輸出入禁止措置等を再開するため、輸入公表の改正告示及び外務省告示等が同月 29 日から施行されたところです。

税関においては、経済産業省貿易経済安全保障局長からの通知を踏まえ、再開する輸出入禁止措置等の実効性を確保するため、関税局長通達（令和 7 年 9 月 29 日財関第 946 号：下記アドレスご参照）に基づき対応しますので、関係者の皆さまにおかれましては、ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

併せて、本輸出入禁止措置等に関する告示につきましては、上記関税局長通達の添付書類を、その他資料につきましては、経済産業省ホームページ（下記アドレスご参照）をご確認ください。

（掲載）

○税関ホームページ

令和 7 年 9 月 29 日財関第 946 号

<https://www.customs.go.jp/kaisei/zeikantsutatsu/kobetsu/TU-R07z0946.pdf>

○経済産業省ホームページ

対イラン制裁関連

https://www.meti.go.jp/policy/external_economy/trade_control/01_seido/04_seisai/iran.html

【問い合わせ先】

○このお知らせについて

（業務部通関総括第 1 部門）

電話：045-212-6150

○他法令確認（※輸出）について

（特別審査官）

電話：045-212-6112

○他法令確認（※輸入）について

（業務部通関総括第 3 部門）

電話：045-212-6153

減免戻し税等明細書提出のシステム化について（第7次NACCS新規業務）

第7次NACCSにおいて、減免戻し税等明細書を提出するための個別業務が新設されましたのでお知らせいたします。（GKA:減免戻し税等明細書登録業務）

対象明細書は以下の通りです。

様式番号	様式名	根拠法令	種別コード
T-1220	標本・学術研究用品等、寄贈物品免税明細書	関税定率法第15条	SAG
T-1240	博覧会等における使用物品免税明細書	関税定率法第15条	EXP
T-1270	機械類等免税明細書	関税定率法第15条 関税暫定措置法第4条	MAC
T-1280	自動車等の引越荷物免税申請書	関税定率法第15条	CAR
T-1340	再輸出貨物減免税明細書	関税定率法第17条	REX
T-1670	軽減税率等適用明細書	関税定率法第20条の2 関税暫定措置法第9条	RTX
T-1100	製造用原料品、輸出貨物製造用原料品減免税明細書	関税定率法第13条 関税定率法第19条	MEM
P-1100	製造用原料品譲許の便益の適用明細書	関税暫定措置法第9条の2	MCC

GKA業務において、各明細書の項目及び貨物の使用場所を管轄する官署コードを登録すると減免戻し税等明細書番号が払い出されます。輸入申告時に輸入承認証番号等欄に減免戻し税等明細書番号を入力することで輸入申告と減免戻し税等明細書情報が紐づくことになります。

- ・貨物の使用場所を管轄する官署コードについては、NACCS 業務コード集のC-39「GKA業務における使用場所管轄官署コード」でご確認ください。
- ・輸入承認証番号等欄の輸入承認書等識別コードは「GKNO」です。

その他

- ・1輸入申告に対して1GKAでなければならず、複数のGKAを行うことはできません。
- ・これまで通り、MSX業務（申告添付登録）又はHYS業務（汎用申請）での提出も可能です。

補完的輸出規制(キャッチオール規制)の見直し

【資料5】

～10/8

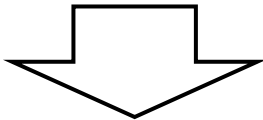
	グループ A	その他の国	
		武器禁輸国	その他の国
大量破壊兵器 キャッチオール	なし	・ インフォーム要件 ・ 用途要件 ・ 需要者要件	
通常兵器 キャッチオール		・ インフォーム要件 ・ 用途要件	・ インフォーム要件

グループA (27か国)

ARアルゼンチン、AUオーストラリア、
ATオーストリア、BEベルギー、BGブルガリア、
CAカナダ、CZチェコ、DKデンマーク、
FIフィンランド、FRフランス、DEドイツ、
GRギリシャ、HUハンガリー、IEアイルランド、
ITイタリア、KR韓国、LUルクセンブルク、
NLオランダ、NZニュージーランド、
NOノルウェー、PLポーランド、PTポルトガル、
ESスペイン、SEスウェーデン、CHスイス、
GBイギリス、USアメリカ

武器禁輸国 (10か国)

AFアフガニスタン、CF中央アフリカ、
CDコンゴ民主共和国、IQイラク、LBレバノン、
LYリビア、KP北朝鮮、SOソマリア、
SS南スーダン、SDスーダン



10/9～

	グループ A	その他の国		
		武器禁輸国	その他の国	
			その他の品目	特定品目
大量破壊兵器 キャッチオール	・ インフォーム要件	・ インフォーム要件 ・ 用途要件 ・ 需要者要件		
通常兵器 キャッチオール		・ インフォーム要件 ・ 用途要件 ・ 需要者要件	・ インフォーム要件	・ インフォーム要件 ・ 用途要件 ・ 需要者要件

特定品目

※輸出令の16項(1)として貨物を掲げ、省令でHSコードを規定。当該貨物に係る設計、製造又は使用に係る「技術」も対象。

①工作機械

- 8456 レーザーその他の光子ビーム、超音波、放電、電気化学的方法、電子ビーム、イオンビーム又はプラズマアークを使用して材料を取り除くことにより加工する機械及びウォータージェット切断機械
- 8457 金属加工用のマシニングセンター、ユニットコンストラクションマシン（シングルステーションのものに限る。）及びマルチステーショントランスファーマシン
- 8458 旋盤（ターニングセンターを含むものとし、金属切削用のものに限る。）
- 8459 金属用のボール盤、中ぐり盤、フライス盤、ねじ切り盤及びねじ立て盤（ウェイタイプユニットヘッド機を含むものとし、第84.58項の旋盤（ターニングセンターを含む。）を除く。）
- 8460 研削盤、ホーニング盤、ラップ盤、研磨盤その他の仕上げ用加工機械（研削砥石その他の研磨材料を使用して金属又はサーメットを加工するものに限るものとし、第84.61項の歯切り盤、歯車研削盤及び歯車仕上盤を除く。）
- 8461 平削り盤、形削り盤、立削り盤、ブローチ盤、歯切り盤、歯車研削盤、歯車仕上盤、金切り盤、切断機その他の加工機械（金属又はサーメットを取り除くことにより加工するものに限るものとし、他の項に該当するものを除く。）

②レーダー、航行用無線機器及び無線遠隔制御機器

- 8526.10 レーダー
- 8526.91 航行用無線機器
- 8526.92 無線遠隔制御機器

③集積回路

- 8542.31 プロセッサ及びコントローラー（記憶素子、コンバーター、論理回路、増幅器、クロック回路、タイミング回路その他の回路と結合しているかいないかを問わない。）
- 8542.32 記憶素子
- 8542.33 増幅器
- 8542.39 その他のもの

④航空機、宇宙飛行体、部品

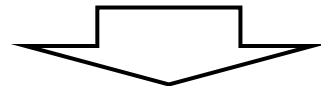
- 8802.60 宇宙飛行体（人工衛星を含む。）及び打上げ用ロケット
- 8806 無人航空機
- 8807 部分品（第8802.60号又は第88.06項の物品のものに限る。）

⑤航行用機器

- 9014.20 空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。）
- 9014.80 その他の機器

⑥検査用の機器

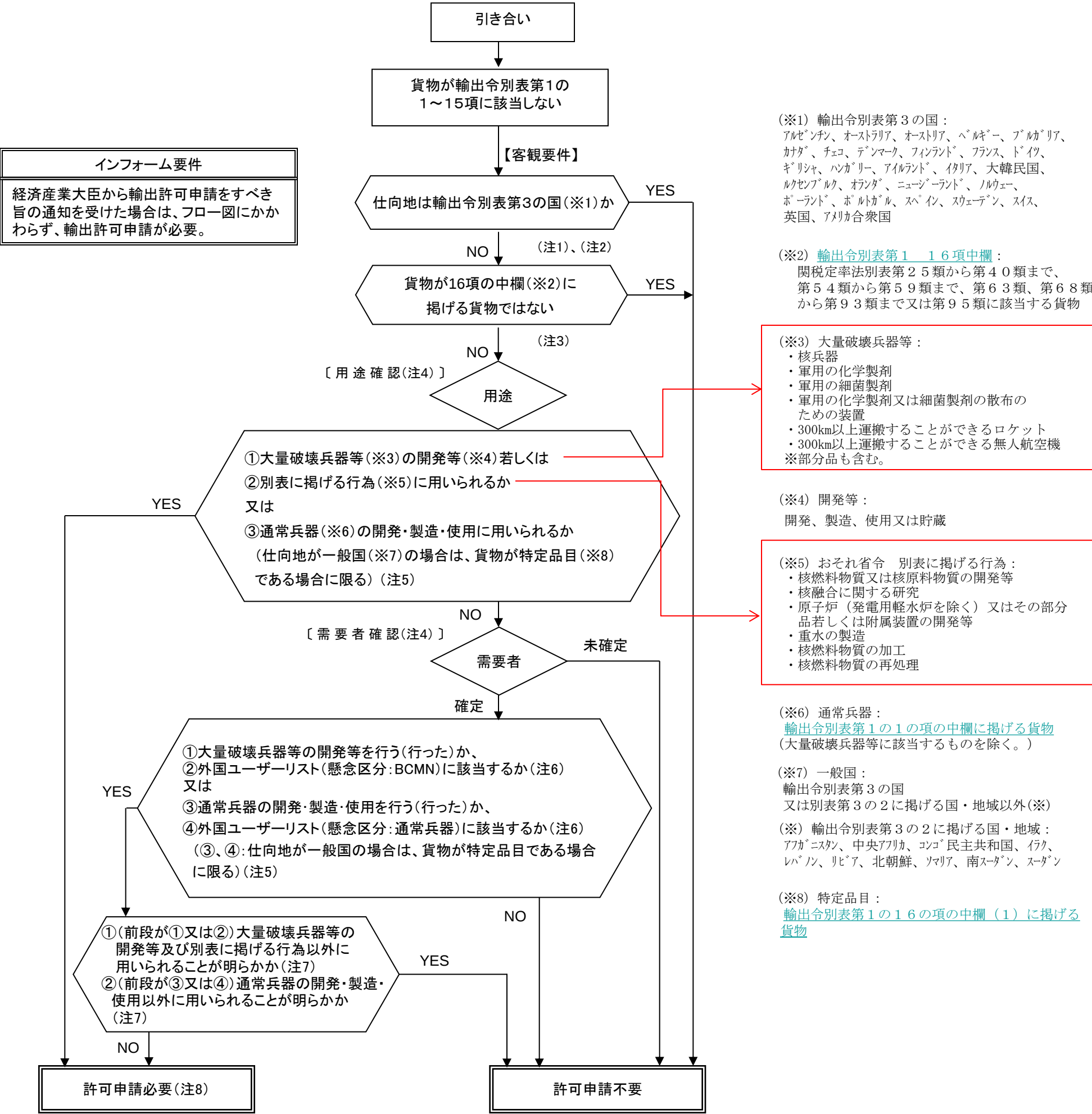
- 9027.50 その他の機器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）
- 9030.20 オシロスコープ及びオシログラフ
- 9030.32 マルチメーター（記録装置を有するもの）
- 9030.39 その他のもの（記録装置を有するもの）



9 桁ベースで101品目

補完的輸出規制(キャッチオール規制等)輸出許可申請に係る手続きフロー図

注: 令和7年10月9日より施行される内容



新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3907. 61 又は 3907. 69	<u>1. ポリ（エチレンテレフタレート）</u> 第 3907. 61 号の「粘度数が 1 グラムにつき 78 ミリリットル以上のもの」又は第 3907. 69 号の「その他のもの」の粘度数は、関税率表解説第 39. 07 項（5）（c）に記載する「ISO 規格 1628-5」を翻訳した、日本産業規格 K7367-5 に定める方法に従って測定した粘度数（ml／g）をいう。粘度数の測定に使用する溶媒は、日本産業規格 K7367-5 6. 1. 2 に定める溶媒のうち、フェノールと 1, 2-ジクロロベンゼンの混合溶媒（混合比 50 : 50）とする。		（新 規）

原産地証明書発給機関の追加について（RCEP（オーストラリア）、日豪 EPA）

【税関ホームページ ホーム > 経済連携協定（EPA/FTA）（関税・税関関係） > 経済連携協定の通関手続について（抜粋）】

経済連携協定（EPA）の原産地証明書発給機関一覧

経済連携協定	締約相手国の発給機関	原産地証明書記載事項	申請者	原産地証明書様式
シンガポール	シンガポール税関	附属書 IIB	輸出者	（締約国から通報されたもの）
メキシコ	メキシコ経済省	統一規則	輸出者・生産者	統一規則付属書二
マレーシア	マレーシア国際貿易産業省	附属書三	輸出者	運用規則
チリ	チリ外務省国際経済関係総局、製造業振興協会（SOFOPA）、チリ商工会議所	附属書四	輸出者	運用規則
タイ	タイ商務省又はこれを承継する当局	附属書三	輸出者	運用規則
インドネシア	インドネシア商業省	附属書三	輸出者	運用規則
ブルネイ	ブルネイ外務貿易省又は財務経済省	附属書三	輸出者	運用規則
ASEAN 包括	附属書四第一規則(a)に規定する当局又は同第二規則 1 に規定する指定団体 [PDF:55KB]	附属書四の付録	輸出者	運用規則
フィリピン	フィリピン関税局	附属書三	輸出者	運用規則
スイス	スイス連邦関税管理局	附属書二	輸出者	附属書二
ベトナム	ベトナム商工省	附属書三の付録	輸出者	運用規則
インド	インド商工省商務局、EIC、Textiles Committee、MPEDA	運用手続	輸出者	運用手続
ペルー	ペルー通商観光省又はその後継機関	附属書四	輸出者	附属書四
オーストラリア	ACCI、AiG、IECS、TWO 【※追加予定】	附属書三	輸出者・生産者	（締約国から通報されたもの）
モンゴル	モンゴル産業省、商工会議所	附属書三	輸出者	運用規則
RCEP	RCEP 協定第 3・1 条(i)に規定する機関 [PDF:89KB]	附属書 3B の 1	輸出者・生産者	（締約国間で合意したもの）

地域的な包括的経済連携（RCEP）協定の原産地証明書発給機関一覧

（2025/10/3 現在）

国名	発給機関	発給機関（英名）
ブルネイ	ブルネイ財務経済省	Trade Division, Ministry of Finance and Economy
カンボジア	カンボジア商工省	Ministry of Commerce
インドネシア	インドネシア商業省	Ministry of Trade
ラオス	ラオス商工省輸出入局 ラオス商工省地方当局 ラオス経済特区	Department of Import and Export, Ministry of Industry and Commerce Office of Industry and Commerce Special Economic Zone Authority
マレーシア	マレーシア国際貿易産業省	Ministry of International Trade and Industry
フィリピン	フィリピン関税局	Bureau of Customs
シンガポール	シンガポール税関	Singapore Customs
タイ	タイ商務省	Department of Foreign Trade, Ministry of Commerce
ベトナム	ベトナム商工省 ベトナム輸出入管理事務所	Ministry of Industry and Trade Import - Export Management Office
オーストラリア	ACCI AiG IECS TWO	Australian Chamber of Commerce and Industry Australian Industry Group International Export Certification Services Trade Window Origin Limited
	WiseTech Global	WiseTech Global Pty Ltd
中国	中国税関 国際貿易促進委員会	China Customs China Council for the Promotion of International Trade
韓国	韓国関税庁 韓国商工会議所	Korea Customs Service Korea Chamber of Commerce and Industry
ニュージーランド	ニュージーランド商工会議所 TWO	New Zealand Chambers of Commerce Trade Window Origin Limited